



鳥取県公報

令和2年10月2日（金）
第9239号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	国土調査の成果の認証（536）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（2件）（537・538）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（539）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等の 一部改正（540）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第536号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡湯梨浜町	平成30年度及び令和元年度	湯梨浜町（大字川上の一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字川上の一部	令和2年10月2日
〃	〃	湯梨浜町（大字小鹿谷、大字国信及び大字別所の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字小鹿谷、大字国信及び大字別所の各一部	〃

鳥取県告示第537号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年8月1日から令和3年3月15日まで
- 3 作業地域 倉吉市の一部、八頭郡若桜町及び東伯郡琴浦町

鳥取県告示第538号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年9月11日から令和3年3月15日まで
- 3 作業地域 西伯郡大山町及び南部町

鳥取県告示第539号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日

一般社団法人 S T	米子市大篠津町 4920	きくらげくらぶ	米子市大篠津町4920	就労継続支援B型	令和2年9 月23日
---------------	-----------------	---------	-------------	----------	---------------

鳥取県告示第540号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）			3 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）		
名称	取扱店舗	取扱事務	名称	取扱店舗	取扱事務
略		県の公金の収納の事務	略		県の公金の収納の事務
鳥取西部農業協同組合	鳥取県内に所在する本所及び支所		鳥取西部農業協同組合	鳥取県内に所在する本所及び支所	
楽天銀行株式会社	日本国内に所在する本店及び支店	県の公金の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した歳入金の収納の事務に限る。）			